

## 公示送達書

水税告示第3号  
令和8年6月2日

下記の書類は、当県税事務所に保管しており、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

茨城県水戸県税事務所長



送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
有限会社 齋藤商店	国税徴収法第68条第1項に基づく書類	
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。		